



チャレンジ!! 組合士



～ 組合の力をさらに伸ばすために! ～

1 1 組合 組合士 組合の明日を拓く組合士

12月4日(日)

検定試験を受けて
組合士になろう!!

主催/ 全国中小企業団体中央会 後援/ 中小企業庁 協力/ 三重県中小企業団体中央会

平成28年度中小企業組合検定試験

受験資格

特にありません(ただし、組合士として認定されるには組合等での3年以上の実務経験が必要です)。

試験科目

組合会計 組合制度 組合運営

試験日

平成28年12月4日(日)

試験地

札幌・青森・仙台・秋田・郡山・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・高松・福岡・長崎・大分・宮崎・那覇

願書受付期間

平成28年9月1日(木)～10月14日(金)

受験料

5,000円(一部科目免除者は3,000円)

お問い合わせ先

お申し込み方法など詳しいことは、三重県中小企業団体中央会まで、お問い合わせください。

組合士

検索



組合運営

ピンポイント

Question

小売業を営む者で組合の地区内に支店があつて、当該支店は従業員50人以下である。地区外の本店は従業員50人以上でしかも資本金が5,000万円を超えている場合、この支店は組合員資格に疑義があるか。疑義があるとすれば公正取引委員会に届け出る必要があるか。また、その場合の手続方法は。

支店の組合員資格について

当中央会では、ホームページでも様々な情報を提供しています。ぜひ、ご利用ください。URL <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/> また、facebookもご覧ください。
<https://ja-jp.facebook.com/chuokai.mie>

組合員資格に関する使用従業員の数は、本支店合わせたものとされているから、ご質問の場合明らかに50人を超え、しかも資本金が5,000万円を超えているので、公正取引委員会への届出が必要である。

ただし、組合員たる資格は従業員数、資本の額又は出資の総額が絶対的要件でなくその事業者の資本金、市場支配力、組合の内容等諸般の実情を勘案して判断すべきである。なお、当面その判定は組合自体が行うこととなる。なお、公正取引委員会への届出の様式及び内容については、「中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届出に関する規則」(昭和39年2月7日公正取引委員会規則第1号)に具体的に定められている。

Answer